

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正
○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

告 示

○宮城県告示第七百七十九号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号（建設業者の不正行為等に対する監督処分基準）の一部を次のように改正し、令和二年十月一日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

令和二年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号2を次のように改める。

2 監督処分の対象

(一) 地域

営業停止処分を行う場合においては、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかなる場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

また、談合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）違反）は、組織性の強い不正行為であり、地域の担当部門のみで処理されたことが明らかなる場合は解されないこと

から、地域を限定せずに行うこととする。

(二) 業種

営業停止処分を行う場合においては、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかとなる場合は、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

また、経営事項審査の虚偽申請や、税法違反、保険法違反等特定の仕事を担当する部門に限定されない不正行為等に対する営業停止処分を行う場合においては、業種を限定せずに行うこととする。

(三) 発注者の区分

営業停止処分は、次の(1)又は(2)に掲げる場合に、当該(1)又は(2)に定めるものについて行うものとする。

(1) 公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事という。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合 その営業のうち公共工事に係るもの

(2) 公共工事以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合 その営業のうち公共工事に係るもの

同号3(二)中「役員等」の下に「又は他の職員（以下「役職員」という。）を加え、「法令遵守を求めらるること等」を「法令遵守のための社内体制の整備等を求めること」に、「行うことができるもの」を「行うこと」に改める。

同号7を次のように改める。

7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第十七条の二の規定による建設業の譲渡及び譲受け若しくは合併若しくは分割を行った場合若しくは同法第十七条の三の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第十七条の二又は第十七条の三の規定によらずに承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、次の(1)又は(2)に掲げる場合に並び、当該(1)又は(2)に定める者に対して監督処分を行

う。

- (1) 行為者が当該建設業を廃業している場合 承継者
 - (2) 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合 両者
- 第三号を次のように改める。

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

- (一) 建設業法第二十八条第一項各号の一に該当する不正行為等があった場合

三二の具体的基準において、他法令違反により刑に処せられた場合、排除措置命令等の確定があった場合等客観的事実をもって監督処分を行うこととしている場合を除き、不正行為等が故意又は重過失による場合は原則として営業停止処分を、その他の事由による場合は原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、状況により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

- (二) (一)以外の場合において、建設業法の規定（第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反する行為を行ったとき
- 指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第十一条、第十九条、第十九条の五、第四十条、第四十条の三違反等がこれに該当するものとする。なお、建設業法第十九条の五違反については、注文者が建設業者であつて、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

- (三) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第二十九条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

- (一) 公衆危害（建設業法第二十八条第一項第一号）

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした状況において、公衆に死亡者又は三人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合は、七日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合においては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、七日以上とする。なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

- (二) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競争等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）違反、独占禁止法違反）（建設業法第二十八条第一項）

(1) 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、一年間の営業停止処分を行うこととする。

(2) 代表権のない役員等又は建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三条で定める使用人（以下単に「使用人」という。）が刑に処せられたときは百二十日以上営業停止処分を行うこととする。

(3) (1)又は(2)以外の場合において、刑に処せられた場合は、六十日以上営業停止処分を行うこととする。

(4) 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があつた場合（独占禁止法第七条の二第十八項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、三十日以上営業停止処分を行うこととする。

(5) (1)から(4)までの規定により営業停止処分（独占禁止法第三条に違反するものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後十年を経過するまでの間に(1)から(4)までの規定に該当する事由（同条に違反するものに限る。）があつた場合は、(1)から(4)までの規定にかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を二倍に加重して、一年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

- (三) 請負契約に関する不誠実な行為（建設業法第二十八条第二号）

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

(1) 虚偽申請等

イ 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為を行ったとき（ロに規定される場合を除く。）は、十五日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ 完成工率高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、三十日以上営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成二十年国土交通省告示第八十五号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があつたときには、四十五日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2) 主任技術者等の不設置等

建設業法第二十六条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第二十六条の三第一項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、十五日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第二十六条第三項又は第二十六条の三第六項第二号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、七日以上とする。

(3) 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事的物に重大な瑕疵が生じたときは、七日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図を作成していなかつたとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図を作成したときは、七日以上の営業停止処分を行うこととする。

(四) 建設工事の施工等に関する他法令違反（建設業法第二十八条第一項第三号）

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。なお、法人に係る他法令違反については、役員等、使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

(1) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）違反等（工事関係者事故等）

役員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は三人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合は、三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2) 建設工事の施工等に関する法令違反

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）違反等

(イ) 役員等又は使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(ロ) 建築基準法第九条に基づく措置命令等建設業法施行令第三条の二第一号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(ハ) 建築基準法の違反が建設資材に係るものである場合においては、必要に応じて指示処分を行うこととする。

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）違反、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）違反等

役員等又は使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。

ハ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）違反

(イ) 役員等又は使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(ロ) 特定商取引に関する法律第七条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第八条第一項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、三日以上の営業停止処分を行うこととする。

(3) 信用失墜行為等

イ 法人税法、消費税法（昭和六十三年法律第八号）等の税法違反
役員等又は使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）違反（同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）等

役員等又は使用人が刑に処せられた場合は、七日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）違反、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十

五号) 違反、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号) 違反
イ 役員等又は使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険(以下「健康保険等」という。)に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、三日以上とする。

(五) 一括下請負等(建設業法第二十八条第一項第四号)

(1) 建設業者が建設業法第二十二条の規定に違反したときは、十五日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。

(2) 建設業者が建設業法第二十六条の三第八項の規定に違反したときは、十五日以上の営業停止処分を行うこととする。

(六) 主任技術者等の変更(建設業法第二十八条第一項第五号)

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、七日以上とする。

(七) 無許可業者等との下請契約(建設業法第二十八条第一項第六号)

(1) 建設業者が、建設業法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したときは、七日以上の営業停止処分を行うこととする。

(2) 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、七日以上の営業停止処分を行うこととする。

(3) 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、七日以上の営業停止処分を行うこととする。

(八) 履行確保法違反(建設業法第二十八条第一項第九号)

(1) 履行確保法第五条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、十五日以上とする。

(2) 履行確保法第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、七日以上とする。

○宮城県告示第七百八十号

平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部を次のように改正し、令和二年十月一日から施行する。

令和二年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第十一条第一項中「同条第3項」を「同条第3項本文」に改め、「主任の監理技術者」の下に「同項ただし書の規定に該当する場合は監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)」を加え、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同条第五項中「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)」に改め、同様式の第十三条第一項及び第二項中「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」に改め、同様式の第五十一条第四号中「又は監理技術者」を「監理技術者又は監理技術者補佐」に改め、同様式の第六十四条第二項中「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」に改める。